

【令和元年度】大山崎町人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免の状況(平成30年度)

① 採用試験の状況

職 種	申込者数 A	1次試験合格者数	採用者数 B	倍 率 A/B	(参考) 平成29年度の倍率
事 務 職①	43人	23人	3人	14.3	18.1
事 務 職② (身体に障がい のある方)	0人	0人	0人	—	—

② 退職者数

定 年 退 職	勸 奨 退 職	普 通 退 職	分 限 免 職	懲 戒 免 職	死 亡 退 職	合 計
5人	—	1人	—	—	—	6人

(注)退職者数には、再任用職員、嘱託員、臨時職員に係る退職者数を含みません

(2) 職員数の状況

① 年齢別職員数(平成30年4月1日)

年齢	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	計
職員数	2人	6人	21人	15人	18人	23人	11人	8人	15人	9人	13人	141人

② 職員数の推移

年度	平成23 年度	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
職員数	138人	138人	138人	137人	133人	136人	134人	141人

2 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(平成30年4月1日現在)

	1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
勤務時間	38時間45分	7時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0～1時	なし
週休日	勤務時間を割り振らない日(日曜日・土曜日)					
休日	国民の祝日に関する法律に規定されている休日および12月29日から翌年1月3日までの日					

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成30年1月1日～12月31日)

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B/C	消化率 B/A
4, 199日	1, 189日	108人	11日	28. 3%

(注1) 付与日数は、1暦年につき20日(当該年の途中に採用された者は、同年の在職期間に応じた日数)で、当該年に取得しなかった場合は20日を限度として翌年に繰り越すことができるものとされています

(注2) 対象職員数は、平成30年1月1日～12月31日までの全期間について在職した一般職員であり、当該期間の中途に採用された者および退職した者ならびに育児休業、休職の事由がある職員を除いています

(3) 育児休業等の取得状況(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

区 分	平成30年度の取得者数			平成30年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務	育児休業 等対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務取得者数
男性職員	—	—	—	2人	—	—	—
	—	—	—				
女性職員	4人	—	—	4人	4人	—	—
	2人	—	—				
計	4人	—	—	6人	4人	—	—
	2人	—	—				

(注1) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成30年度に新たに取得した者、下段には平成29年度から30年度にかけて引き続いている者の数を記載しています。

(4) 介護休暇の取得状況

区分	介護休暇 取得者数	要介護者 (続柄など)	取得形式	介護休暇 承認期間
男性職員	0人	—	—	—
女性職員	0人	—	—	—
計	0人			

3 職員の分限および懲戒処分の状況（平成30年度）

職員の不利益となる処分には、分限処分と懲戒処分があります。

分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができないなど、一定の事由がある場合に公務能率の維持向上のため、休職、降任などの職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことで、公務における規律と秩序の保持を目的としており、免職、停職、減給などの処分です。

(1)分限処分者数

2人

懲戒処分者数

該当ありません。

4 服 務 の 状 況

綱紀保持の取組

地方公務員は、地方公務員法において、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念することとされており、法令等遵守義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、政治行為の制限、営利企業等への従事制限などの義務が課されているところです。

大山崎町においては、これらの服務規律の確保を徹底するため、毎年、依命通達などにより綱紀の保持および公務員倫理の確立を図っています。

5 研 修 の 状 況（平成30年度）

地方公務員法は、公務能率の増進の観点から、職員に対して研修を受ける機会を与えることを任命権者に義務付けています。大山崎町においては以下のとおり研修を実施しました。

	研 修 名	研 修 者 数	受 研 日 数
町	法制執務入門	28人	1日
	法制執務基礎	9人	1日
	大山崎町職員人権研修（管理職）	18人	1日
	大山崎町職員人権研修（一般職）	26人	1日
	メンタルヘルス研修	13人	1日
委 託 研 修	新規採用職員研修	8人	2日
	新任係長研修	3人	2日
	5年目職員研修（政策形成）	4人	1日
	5年目職員研修（ロジカル・シンキング）	3人	1日
	課長研修	2人	1日
	法制執務の基本原理	1人	1日
	条例・規則の読み方・作り方	6人	2日
	法制執務の応用（実践編）	1人	2日
	政策法務と条例立案	1人	2日
	木造家屋評価研修会	1人	2日
	エクセル研修（基礎）	2人	1日
	エクセル研修（応用）	4人	1日
	仕事の効率化を実現するためのテクニック	1人	1日

	職場運営を円滑にする先読み仕事術	1人	2日
	円滑なコミュニケーションを導く表現技法	3人	1日
	健康な職場をつくるメンタルヘルス・ケア	1人	1日
	女性が活躍できる組織マネジメント	1人	1日
	市町村監査委員研修会	2人	1日
	市町村1期目議員研修会	1人	1日
派遣研修	人材マネジメント部会	3人	5日
	地方債研修会	1人	1日
	住民税の課税実務講座 個人住民税コース	1人	2日
	出納事務の合理的運用事務	1人	2日
	獣害対策基礎研修	1人	1日
	煙火消費保安教育講習会	1人	1日
	遊具の日常点検講習会	1人	1日
	危険物取扱者乙4種試験予備講習会	2人	2日
	公共調達と会計検査・公共工事と会計検査講習会	2人	1日
	水道技術者ブロック別研修会	1人	2日
	下水道技術職員養成講習会	1人	2日
	埋蔵文化財保護行政基礎講座	1人	3日

6 福祉および利益の保護の状況（平成30年度）

地方公務員法においては、職員の生活、身分を安定させることにより公務能率の増進に寄与することを目的として、職員の福祉および利益の保護を適切かつ公正に行うことが規定されており、厚生福利制度、公務災害補償制度が定められています。また、労働安全衛生法においては、職場における職員の安全と健康を確保することが規定されています。

大山崎町における職員の福祉および利益の保護の状況については次のとおりです。

	主な内容	実施時期	備考
保健事業	定期健康診断	平成30年11月(2日)	受検者数 130人
	特殊健康診断	平成31年1月(1日)	受検者数 31人
	人間ドック他	通年	
福利厚生	京都府市町村職員厚生会生活設計支援事業	通年	
	京都府市町村職員厚生会元気回復事業	各事業実施日程による	
	京都府市町村職員厚生会給付事+業	通年	
	大山崎町職員厚生会事業	各事業実施日程による	
公務災害補償の認定件数		公務災害…2件 通勤災害…0件	

7 公平委員会に関する事項

職員の権利は、勤務条件に関する措置要求制度および不利益処分に関する不服申立て制度により保護されています。勤務条件に関する措置要求は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求する制度であり、また不利益処分に関する不服申立ての制度は、不利益な処分を受けた職員が公平委員会に対して不服申立てを行うことができる制度です。

【平成30年度の状況】

勤務条件に関する措置要求…0件

不利益処分に関する不服申立て…0件